

中華民國台中市北區と日本大阪府貝塚市 友好交流協定書

中華民國台中市北區と日本大阪府貝塚市は、相互理解を深め、両市区の友好関係を強固にし、発展させるため、友好交流協定を締結することに合意する。


- 一、双方は、平等互惠の原則に従って、両市区及びその市民は、観光産業、スポーツ、教育など幅広い分野における多様な交流と提携を通じて、相互のさらなる繁栄と発展を推し進めることとする。
- 二、双方は、友好関係を末永く保つとともに、友好交流に関連する事業の協力を努める。
- 三、本協定書は、中国語及び日本語による一式2部を作製して各々保管するものとし、署名の日から効力を生ずる。

中華民國

日本

台中市北區長

大阪府貝塚市長



2021年10月6日 台中市北區 大阪府貝塚市 にて